

特許制度小委員会の検討課題について

1. はじめに

知的財産戦略会議が取りまとめ、本年7月3日に公開された「知的財産戦略大綱」では、日本経済を取り巻く環境が厳しい中で、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化するためには、我が国を創造性にあふれた「知的財産立国」とすることが必要であり、知的財産の「創造」・「保護」・「活用」の知的創造サイクルとこれらを支える「人的基盤の充実」が重要とされている。

この大綱を受けて、産業構造審議会知的財産政策部会においては、特許制度小委員会をはじめ、紛争処理小委員会、不正競争防止小委員会、経営・市場環境小委員会の4つの小委員会を設けることとされた。

本特許制度小委員会においては、知的財産戦略大綱において早期に検討が必要とされた特許制度に関連した事項を主に審議することとしている。

2. 当面の検討事項

(1) 最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について

知的財産創造のインセンティブを確保するためには、優れた技術を事業化のタイミングを逃さずに権利化することを可能とする制度設計が不可欠である。現在、特許出願数は全世界的に急増する傾向にあり、今後、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生ずることが懸念されている。

大綱に提示された「迅速・的確な特許審査・審判」の取組の推進については、その具体的実施に向け、特許庁において、特許審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化を図るため、2002年度中に2005年度までの総合的な計画を策定する方針である。

このため、2005年度までの取組に関する総合的計画の策定に必要と

なる総合的施策に関する基本的な考え方や制度的な事項に関し、2002年度中に結論を得る。

この検討を行うに当たっての基本的な視点は、「迅速・的確な特許審査・審判」のためには、単に特許制度の見直しという行政側の対応のみでなく、その利用者である企業等の「特許戦略を重視した企業行動」とがあいまって、いわば「車の両輪」として機能することにより、我が国の競争力強化を通じ知的財産立国の実現に結びつけていくのではないかという点である。

（２）多様化する権利保護のニーズに対応した実用新案制度の在り方

特許出願が急増する中で、実用新案登録出願件数は大幅な減少傾向にあるが、権利保護のニーズが多様化する中で、実用新案制度について、利用実態等についての調査を行いつつ、今後の在り方を検討する。

（３）先端技術分野における特許について ～治療方法と特許

近年の医療技術の進展の中で、皮膚の培養方法や細胞の処理方法等いわゆる「再生医療」や「遺伝子治療」に関連した技術には、医師免許を有しない者が許される行為が発生してきているが、我が国においては医療行為を特許を対象にしないとしてきたことから、こういった方法に関する発明も特許権を付与してこなかった。

他方、米国では、医療行為にも特許を付与する一方、医師等による医療行為は差止・損害賠償の請求の対象とならないよう 1996 年に法律が改正されている。また、欧州では、2000 年に、医業は産業としつつも医療行為は不特許事由に該当することを明記している。

こういった状況下で、我が国における再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いを明確化すべく、医療制度や生命倫理への影響も念頭におきつつ、先端医療技術の特許化の是非と関連する制度整備（法改正及び審査基準改訂）の必要性について 2002 年度中に結論を得るべく検討する。

※小委員会の下にWGを設置し、WGにおいては年内を目途に集中的に検討を行う。

（４）発明者のインセンティブを確保する制度について

近年、職務発明に関する訴訟事例が出てきているが、昨年 5 月にオリンパス事件の高裁判決において、勤務規則等に基づいて発明者が補償金の給付を受けていても、それが法の定める相当の対価の額に満たなければ、企

業に対して不足額を請求できるとの判決が出され、更に昨年8月に、青色発光ダイオードを実用化したことで有名な中村修二米国カリフォルニア大学サンターバーバラ校教授が、日亜化学工業(株)を訴えて以降、職務発明に関する関心が高まりを見せ、企業内で研究者のした発明についての帰属やその評価についての議論が非常に盛んになっている。

このため、2002年度中においては企業における実態、従業者層の意識、各国の職務発明に関する制度・実態等の調査を行い、その結果を踏まえて、発明者へのインセンティブ確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減等の観点から、社会環境の変化を踏まえつつ、法改正の是非を含めた制度の在り方につき2003年度中に検討を得るべく検討する。

【知的財産戦略大綱】(主な関係部分抜粋)

第2章 基本的方向

1. 創造戦略

(2) 企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理

世界で最も多い我が国の特許出願のほとんどは、企業によるものである。しかしながら、欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国への出願比率は低い。特に、ライフサイエンス等の先端技術分野における特許出願は、国際競争力の源となるものと考えられるが、その質・量ともに十分とはいえない。我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促すとともに、日本版バイ・ドール制度の拡充など、政府において十分な環境整備を行うべきである。

また、職務発明制度について、企業内の研究者の発明に対するインセンティブを一層高めるとともに、権利関係を早期に安定化させることによって、企業の競争力強化にも資するためにはどうあるべきかとの観点から、2003年度中に合意の形成を図るべきである。

2. 保護戦略

知的財産創造のインセンティブを確保するために、その適切な保護は不可欠である。そのため、制度そのものや、その行政機関や裁判所における運用について、使いやすく、利用者から信頼される専門性・安定性を備えたものとしなければならない。行政機関や裁判所は、知的財産立国を支えるサービス提供者としての認識を深める必要がある。また、加速する技術革新や国際競争の激化に対応し、先端技術分野等における知的財産を、国際的な調和の下で適切に保護しなければならない。

(1) 迅速かつ的確な特許審査・審判

特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのため、最

低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組を推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助を図るとともに、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けた取組を進め、究極的には世界特許システムを実現することが望ましい。このため、2002年中に、その実現に向けた第一歩として、日米特許庁の協力の下、日米両国に出願された特許について、調査結果・審査結果の相互利用に関する検討を開始すべきである。

また、審判制度についても、迅速かつ的確に判断を示すことにより紛争処理の負担が軽減できるよう、制度の在り方及び実施体制について抜本的な改革を進めることが必要である。企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。

第3章 具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

(2) 企業等における知的財産創造の促進

①職務発明制度の再検討

ア) 職務発明規定の見直し

2002年度中に、企業における実態、従業者層の意識、各国の制度・実態等の調査を行う。その結果を踏まえて、発明者の研究開発へのインセンティブの確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減、及び我が国の産業競争力の強化等の観点から、社会環境の変化を踏まえつつ、改正の是非及び改正する場合にはその方向性について検討を行い、2003年度中に結論を得る。(経済産業省)

2. 知的財産の保護の強化

(1) 特許審査・審判の迅速化等

①特許審査の迅速化等

- i) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。

- ii) 2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
- iii) 2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処しうる体制を整備する。
- iv) 特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

(以上 経済産業省)

(7) 新分野等における知的財産の保護

③再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技術が生まれている。そのような技術開発の発明を更に促進するため、特許法における取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正及び審査基準改訂の必要性について検討し、結論を得る。なお、本検討に当たっては、医師による医行為 等に影響を及ぼさないよう、十分配慮する。(総合科学技術会議、厚生労働省、経済産業省)